

高額かつ長期制度について(参考)

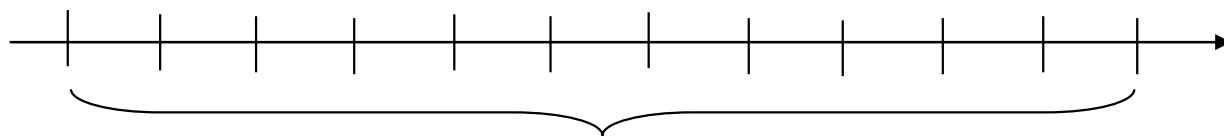
(例) 平成29年10月に更新申請の場合：対象期間（H28. 11～H29. 10）

＜診療月＞ ○は小児慢性特定疾病に関する医療費総額が50,000円を超えている月を指す

申請月

H28. 11 12 H29. 1 2 3 4 5 6 7 8 9 ⑩

$\times$ $\times$ $\bigcirc$ $\times$ $\bigcirc$ $\times$ $\bigcirc$ $\times$ $\bigcirc$ $\times$ $\bigcirc$ $\bigcirc$



更新申請日以前の直近 12 か月の間に、小児慢性特定疾病に関する医療費総額(自己負担額ではなく、10 割分の医療費(入院、外来、薬局含む))が 50,000 円を超える月が 6 回以上ある場合に該当する。

☆高額かつ長期に該当しているかどうかの確認方法及び提出に必要な書類

- ① 小児慢性特定疾病医療受給者証の「自己負担上限額管理票の月間自己負担額
累積額の金額で10,000円以上の月が6回以上確認できる。
⇒小児慢性特定疾病医療受給者証の写し

＜小児慢性特定疾病受給者証の医療機関等記載部分の見本＞

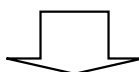
年 月									
日付	医 療 機 関 等 の 名 称			自己負担額	月間自己負担額累積額	自己負担額 徴収印			
	〇〇病院				10,000				
	〇〇薬局								
上記のとおり月額自己負担限度額に達しました。									
日付	医 療 機 関 等 の 名 称					確認印			

①では確認できない場合



- ② 小児慢性特定疾病に係る領収書または領収明細書の点数（１点：１０円として計算）で５０，０００円を超える月が６回以上確認できる。
⇒医療費申告書及び小児慢性特定疾病に係る領収書または領収明細書

②では確認ができない場合



- ③ 小児慢性特定疾病に係る医療費について、医療費総額が50,000円を超えている月が6回あるかどうかを受診された医療機関や薬局等にてご確認後、更新申請案内に同封されている医療費管理票を医療機関や薬局に依頼して記載していただく。
- ⇒医療費管理票